省　令

○農林水産省令第六十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第四条及び第七条第一項（これらの規定を同法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、沿岸漁業改善資金助成法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十日

農林水産大臣　金子原二郎

沿岸漁業改善資金助成法施行規則等の一部を改正する省令

（沿岸漁業改善資金助成法施行規則の一部改正）

第一条　沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（経営等改善資金の貸付限度額） **第一条**　沿岸漁業改善資金助成法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する経営等改善資金についての法第四条（法第十二条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、当該資金の種類に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げるとおりとする。 （表略） （貸付資格の認定申請手続） **第四条**　法第七条第一項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けようとする者は、個人にあつては氏名及び住所、会社その他の団体にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 （中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令の一部改正） **第二条**　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成二十年農林水産省令第四十八号）の一部を次のように改正する。	（経営等改善資金の貸付限度額） **第一条**　沿岸漁業改善資金助成法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する経営等改善資金についての法第四条に規定する貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、当該資金の種類に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げるとおりとする。 （表略） （新設）

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（経営等改善措置を支援するための措置） **第四条**　法第四条第二項第二号ハの沿岸漁業従事者等が実施する同号ハに規定する経営等改善措置を支援するための措置は、次に掲げるものとする。 一～七　（略）	（近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置） **第四条**　法第四条第二項第二号ハの沿岸漁業従事者等が実施する近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するための措置は、次に掲げるものとする。 一～七　（略）

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（経営等改善措置を支援するための措置） **第八条**　法第五条第四項第三号の農林漁業者等が実施する経営等改善措置を支援するための措置は、次に掲げるものとする。 一～七　（略）	（近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置） **第八条**　法第五条第四項第三号の農林漁業者等が実施する近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するための措置は、次に掲げるものとする。 一～七　（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。